

福島地裁いわき支部 島村典夫裁判長殿

2017年12月27日

福島原発事故避難者損害賠償請求事件
公正判決を求める全国公害関係団体共同アピール

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故は、未曾有の被害をもたらしました。大量の放射性物質が飛散し、環境が汚染され、多くの人々が被ばくしました。16万人を優に超える住民が強制避難させられ、地域コミュニティは破壊されてしまいました。本件事故発生から7年になろうとしているのに、原発事故の収束は困難であり、復興の見通しさえたっておらず、多くの住民は故郷に帰ることができません。本件事故はまさに史上最大最悪の公害事件です。

東京電力は、今回の津波のような巨大な災害が起こる予測をしていたにもかかわらず、安全対策を怠っていたために本件事故を引き起こしました。本件事故は、明らかに人災であり公害です。東京電力の責任と規制を怠った国の責任は、極めて重大であり、厳しく問われなければなりません。

わが国では、1970年代以降、四大公害裁判をはじめとする数々の公害訴訟事件において、司法により、加害企業や国の責任が断罪され、被害者救済法理が積み重ねられてきました。公害事件の被害者は、産業発展や経済成長の陰で、命を落とし健康を損ない、自分の人生を狂わされた人たちです。司法の正義に合った判断は、公害事件の不条理を正し、被害者の人間としての尊厳を回復するとともに、人の命と健康が何よりも尊重される公平・公正な社会のあり様を指し示してきました。

21世紀に生きる私たちは、この司法による被害回復の実現と公害根絶への努力の歴史をさらに発展させていかなければ、未来への展望が開かれず、後世の人々に対する責任すら果たせません。加害者が被害に正面から向き合い、自らの誤りを真摯に認め、被害者に誠実に償うことなくしては、将来に亘る被害の救済も根絶もあり得ません。

原発事故避難者損害賠償請求訴訟における加害責任の明確化と被害者の生活再建を可能にするための被害回復法理の確立は、すべての公害事件における被害回復と公害根絶にとっての要諦でもあります。

司法の役割は、人権を尊重し、法的正義を実現することです。

私たちは、公害訴訟事件などに関わってきた者として、貴裁判所が、わが国の司法の歴史と到達点を踏まえ、憲法を尊重し、後世に残る公正な判決を下すことを心から切望します。